年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概	要
---------------	---

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 1件

石川厚生年金 事案 572

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を昭和45年12月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 12 月 15 日から 46 年 2 月 1 日まで 昭和 45 年 12 月 15 日付けでA社からグループ会社のB社C営業所へ 異動したが、厚生年金保険の記録をみると、申立期間の厚生年金保険被 保険者記録が空白になっている。

グループ会社間を異動しただけであり、申立期間についても継続して 勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有する申立人に係る辞令(写し)及び同社からの回答により、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(A社からB社C営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社が保有する申立人に係る辞令によると、同社からB社C営業所へ異動した日は昭和45年12月15日とされているところ、申立人は46年2月1日に同社本社において厚生年金保険被保険者資格を取得しており、同社C営業所に勤務する社員については、同社本社において被保険者資格を取得させる取扱いにしていた状況がうかがえることから、申立人の同社本社における資格取得日に係る記録を45年12月15日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 46 年2月の社会保険

事務所(当時)の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所の記録におけるB社の資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和 46 年2月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 45 年 12 月及び 46 年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

石川厚生年金 事案 573

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 11 月 25 日から 50 年 1 月 15 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を 49 年 11 月 25 日に、資格喪失日に係る記録を 50 年 1 月 16 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、49 年 11 月は 6 万 8,000 円、同年 12 月は 5 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月25日から50年3月10日まで 昭和49年11月25日にA社へ入社した。50年1月頃にB社が設立され、会社の事情で途中から同社の社員となったが、勤務場所や勤務内容は変わらなかった。

年金記録をみると、昭和50年3月10日にB社において厚生年金保険被保険者資格を取得しており、申立期間の記録が無いが、申立期間についてもA社又はB社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和49年11月25日から50年1月15日までの期間については、雇用保険の記録及び事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、A社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額

の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額 を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、賃金台帳で確認できる給与支給額及び保険料控除額から、昭和 49 年 11 月は6万 8,000 円、同年 12 月は5万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間の被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所(当時)の記録が失われたことは考えられない上、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和50年1月16日から同年3月10日までの期間については、雇用保険の記録により、申立人がB社に勤務していたことは認められるものの、同社は同年3月10日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間において適用事業所であった記録は確認できない。

また、当時の同僚一人から提出された申立期間当時の給与明細書によると、当該期間において当該同僚の給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月 16 日から同年 3 月 10 日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

石川国民年金 事案 479 (事案 444 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から7年6月までの国民年金保険料については、 免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和38年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から7年6月まで

申立期間について、年金記録の訂正は必要でないとする通知を受け取ったが、その後、「A B」と書かれた当時のメモが新たに見付かった。これは、C社会保険事務所(当時)の担当者の名前だと思うので、この担当者からも事情を聴取して再審議を行ってほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立については、i)申立人は、国民年金保険料免除申請承認通知書が毎年届いていたことを記憶していると述べているが、D市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録には、申立期間において国民年金保険料免除申請承認通知書が作成された形跡が無いこと、ii)申立人は、平成7年7月から9年3月までの免除対象期間の保険料を同年8月27日に納付したとしているが、免除対象期間の保険料を納付する場合は追納保険料として納付しなければならないところ、申立人から提出された領収証書によると、当該保険料は未納期間に対する過年度保険料であることから、当該保険料を納付した当時から申立期間は未納であったことが確認できること、iii)申請免除については、毎年手続を行う必要があり、複数回にわたる事務処理を行政機関が続けて誤ることは考え難いことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成24年1月20日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、新たに見付かったメモに記載された「A B」という名前はC社会保険事務所の担当者の名前であると思われるので、当該担当者からも事情を聴取し再審議を行ってほしいとして再度申立てを行っている。

しかし、当時、C社会保険事務所にA又はBという名前の職員が在籍していた事実は確認できない上、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

石川厚生年金 事案 574

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から34年7月8日まで A社に勤務していた申立期間については、脱退手当金を支給済みとなっているが、受給した記憶は無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和34年9月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、当時の同僚二人は、会社が脱退手当金の請求手続をしてくれたと 供述しているほか、当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生 年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことを踏まえる と、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶が無いという ほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たら ない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。